

平成24年3月22日（木）

日程第27 委員会提出議案第1号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書について

○議長（井上勝彦君）日程第27 委員会提出議案第1号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書。

今の日本は、「国民のこころの健康の危機」と言える状況にある。それは、厚生労働省が、平成23年7月6日に4大疾病（がん、脳卒中、心臓病、糖尿病）に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにもあらわれている。この背景には、平成20年の患者調査で、糖尿病患者数237万人、がん患者数152万人などに対し、精神疾患の患者数は323万人と最も多く、国民に広くかかわる疾患となっていること、また、毎年3万人を超える自殺者の約9割には何らかの精神疾患に罹患していた可能性があるとされているためである。

平成20年度から21年度にかけて、厚生労働省は「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告した。この報告をもとに、平成22年4月に当事者・家族、医療福祉の専門家及び学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設立された。この会議では、当事者・家族のニーズにこた

えることを軸に捉えて会議を重ね、現在の危機を早く根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に「こころの健康政策についての提言書」を厚生労働大臣に提出した。

この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、政府及び国会におかれては、国民のこころの健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣。

以上であります。

○議長（井上勝彦君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障するということなのですが、この「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の具体的な内容といたしますか、条文等がおわかりであれば、ちょっとお教え願いたいんですが。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）条文というのは資料のほうにはなかったのですけれども、精神医療改革に関しましては、精神科以外の入院病棟が、患者が16人に対し医師が1名以上であ

るとか、それから精神科病棟では、患者48人に対し精神科医師が1名であるとか、それから家族支援等のところに関しての充実を図るといふ、そういうところを重点的に改革をしていくというようなことが書かれておりましたので、具体的な法案の内容についてはちょっと今資料はありませんが、この問題に関しては、現時点でも大変な社会的問題になっておりますので、一日も早くこの精神疾患を含める「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」におきましては制定をしてほしいということで、当委員会からも強く要望を求めるといふ趣旨でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 委員会提出議案第2号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書について

○議長（井上勝彦君）日程第28 委員会提出議案第2号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）意見書案の朗読をもって提案理由の説明といたします。

障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書。

平成22年1月に、障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣府における「障がい者制度改革推進本部」のもとに「障がい者制度改革推進会議」が設置された。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また、8月には同推進会議のもとに設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する地方自治体にかかわらず、障がい者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を実現する理念のもとに、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

よって、国におかれては、以上の観点から、下記の事項を踏まえ「障害者総合福祉法（仮称）」を制定し、施行されるよう要望する。

1. 障害者総合福祉法（仮称）の制定にあたり、推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。

2. 障害者総合福祉法（仮称）の制定にあ

たり、国の責任において制度を円滑に進めるために、財源を十分に確保し、地方自治体の財政負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）1の項で、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を最大限尊重し、ということなのですが、この総合福祉部会の提言、具体的におわりの点があれば、主なもので結構ですでお教え願いたいと思いますが。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）現行の障害者自立支援法に関しましては、障がいの重い方ほど高い利用料、1割負担になっているわけでございます。障がいの重い方ほど高い利用料が支払われるということになりまして、そのために現在ではサービスを断念しているというような状況が生まれておる中で、この福祉部会の提言では、サービス料の原則1割負担を取り払い、原則的には無料化をするという形、そこがだいたい一番の目玉と申しますか、そういう内容になっているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議

案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

日程第29 議席の一部変更について

○議長（井上勝彦君）日程第29 議席の一部変更について を議題といたします。

議員の所属会派の移動により、議席1番 辻本君を6番へ、議席6番 山田君を7番へ、議席7番 松浦君を1番へ変更いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

ただ今申し上げたとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（井上勝彦君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（井上勝彦君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）3月の市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕はまだまだ冷え込んでおりますが、日中は春の日差しを心地よく感じられる季節となつてまいりました。

このような中、本市の企業誘致でございますが、大阪市城東区に本社がある富士香料化工株式会社の本市への新工場建設が決定し、昨日、井上議長立ち会いのもと、同社及び和

歌山県と橋本市の三者との間で進出協定を締結いたしました。同社は、昭和39年に創業され、製菓、製パン、デザート、飲料など食品各種香料の専門メーカーとして、研究開発、製造販売を行っております。

今回、業績の伸展・拡大に伴い生産能力の増強を図るため、本社工場を新築移転する運びとなりました。用地取得面積でございますが、約6,700㎡程度で、投資予定額は約4億円、操業開始は平成26年7月を予定しており、新規地元雇用も7名程度見込んでおります。

次に、昨日調印後、午後3時頃から大阪のほうへまた私、企業誘致に行つてまいりました。最終段階を迎えております（仮称）K社でございますが、交渉をいたしました。既に2月頃でございましたか、役員13名が紀ノ光台のG6街区をご覧になってございます。

取締役の生産管理部長が橋本市の出身でございます。また、専務取締役の奥さんが橋本市の出身ということで、大変橋本市との関係が深くございます。非常に好意的な考え方で、現地を見た限りは、ぜひとも橋本市へ進出してまいりたいということでございます。楽しみで、あと2カ月ほどしますと契約ができるのではないかなと思つてございます。

また、3月26日には、大阪府柏原市に本社がある岡村製油株式会社と東京都中央区に本社がある理工協産株式会社の2社が、和歌山県知事室にて進出協定を締結する予定となっております。

岡村製油株式会社は、国内で唯一の綿実油の搾油を行っているメーカーでございます。食用油のほか、食品添加物のキシロース、アルミ電解コンデンサの電解液に使用される長鎖二塩基酸などを製造してございます。新工場では、コンデンサ市場において最も高い性能を有する材料と認知されている同社の長鎖二塩基酸の製造を行い、需要の増加に対応し

ていく予定とのことでございます。投資予定額は約15億5,000万円、操業開始は平成26年3月を予定し、非常にロボットなどの近代的なシステムでありますので、雇用も少ないわけでございます。8名程度を見込んでございます。操業開始に伴い、同社社員のうち5名の方々が、市外より本市へ転入いただけると聞いているところでございます。

また、理工協産株式会社は、日本においてはじめて業務用洗浄剤の開発と製造に成功した企業でございます。創業以来一貫して業務用洗浄剤等を製造・販売し、食品加工業界、中でも特に乳業・酪農業界において確固たる市場地位を確保されている企業でございます。今回、既存事業の拡張、また関西地域での取引先への輸送コスト削減のため、関西地域ではじめての工場を橋本市へ建設する運びとなりました。投資予定額は約10億3,000万円、操業開始は平成25年3月を予定し、新規地元雇用は6名を見込んでおり、操業開始に伴い、同社社員のうち8名の方々が、市外より本市へ転入いただけると聞いているところでございます。

今や大変厳しい経済環境でございますけれども、そうした中で本市への企業誘致は比較的順調に進んでおるということで、大変私として喜ばしく思っております。

話は別の話でございますが、次に、今年も橋本市民病院の菜の花栽培で第5回の花まつりが、いよいよ、あさって24日に開催いたします。ご存じのとおり、この催しは本市と橋本市衛生自治会が取り組んでおるわけですし、生ごみ堆肥化の支援やシステムづくりの成果を広く皆さんに見ていただくことを目的に、山内地区・真土地区・菖蒲谷地区・西畑地区のご協力もいただいて実施するものでございます。当日は生ごみ処理機の展示、生ごみの堆肥化に関する指導や写真展等に加え、境原

つ子太鼓演奏、高野口中学校吹奏楽の演奏、八河こずえ歌謡ショーなど盛りだくさんの内容となっておりますので、議員の皆さまには既にご案内を差し上げておると思っておりますけれども、段取りをしていただいて、ひとつご出席をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それから、議員各位におかれましては、先月27日の開会から本日までの25日間にわたり、平成24年度当初予算をはじめ、ご提案させていただきました61件の案件すべてに対し、終始慎重なるご審議をいただき、議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度36名の職員が退職をいたすことになりました。うち当議場出席の参与につきましても8名の方が退職することとなりました。これらの職員に対し、在職中は議員各位のご指導・ご鞭撻をいただき、誠にありがとうございました。8名の参与はこの議場を去っていくわけでございますが、新年度におきましても、行政に空白が生じないよう努めてまいりますので、議員各位におかれましては、これまでも増してご理解とご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げ、3月市議会定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）平成24年3月定例会の閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る2月27日開会以来、本日本までの25日間にわたり、橋本市としてはじめて300億円を超える規模となった一般会計をはじめとする平成24年度各会計予算、さらに予算関連、条例など当面する市政の諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な審議により、提案されましたすべての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げますと

もに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、市長をはじめ執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき、そのご苦勞に対しまして厚く御礼を申し上げます。

今期定例会を通じて、議員各位から述べられました意見等につきましては、今後一年間の行政執行に際し、十分反映されますよう、強く要望する次第であります。

さて、長年にわたり本市行政のためにご尽力いただき、本年3月末をもってめでたく定年退職あるいは勇退されます職員の皆さま方には、誠にご苦勞さまでございました。これ

までの経験を生かし、新たな分野でまた地域社会の中核となって、一層ご活躍いただきませうご期待いたします。

終わりにになりましたが、市長をはじめ職員の皆さま方には、今後とも市政発展のためにご尽力をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

これにて、平成24年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さんでございました。

(午前11時55分 閉会)